

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1331号)

平成28年1月29日

横情審答申第1331号

平成28年 1 月 29 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成27年 3 月 6 日建都計第2877号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「栄区上郷猿田地区における都市計画提案に関して横浜市都市計画提案評価委員会が提案者へ求めた確認事項について、提案者から12月22日に提出された回答書（図面含む）一式」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「栄区上郷猿田地区における都市計画提案に関して横浜市都市計画提案評価委員会が提案者へ求めた確認事項について、提案者から12月22日に提出された回答書（図面含む）一式」を一部開示とした決定は妥当ではなく、「神奈中車庫前交差点改良計画図」の表題を除く部分のうち、縮尺、設計条件、環状4号線改良計画欄、現況・改良概略図、改良計画図の交差点の手前の側端から30メートル以内の部分、凡例及び工事件名欄については開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「栄区上郷猿田地区における都市計画提案に関して横浜市都市計画提案評価委員会が提案者へ求めた確認事項について、提案者から12月22日に提出された回答書（図面含む）一式」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成27年1月19日付で行った一部開示決定において「神奈中車庫前交差点改良計画図」の表題を除く部分（以下「本件申立部分」という。）を非開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書のうち本件申立部分については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項第3号アに該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件申立部分は、東急建設株式会社（以下「提案者」という。）が、栄区上郷猿田地区における都市計画提案（以下「本提案」という。）が認められた場合を想定して作成した、主に本提案区域外に関する資料であり、用地調整等の情報も含むことから、現時点でこれを公にすることによって提案者の事業活動が損なわれるおそれがあるため、本号アに該当し、非開示とした。
- (2) なお、本件申立部分は提案者からも将来の開発協議及び本提案区域外の用地調整等に関する重要情報を含むことを理由に、情報公開条例に基づく開示請求等に応じる時期及び範囲に関して、特段の留意を図ることが求められている。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立部分を開示するとの決定を求める。
- (2) 環状4号線と舞岡上郷線の交点である神奈中車庫前交差点（以下「本件交差点」という。）の、環状4号線の朝比奈側から右折する部分は、車線幅が2.3メートルと狭く、大型車と乗用車が並ぶと通行ができなくなり、100メートル以上の渋滞となる。また、反対側の環状4号線の公田側からの道路は片側1車線のため、本件交差点で直進車と左折車が混在し、こちら側も渋滞となっている。また、この渋滞が通勤や通学の時間帯に重なり、安全に通行ができなくなっており、地域住民は迷惑している。
- (3) 本提案が許可された場合、本件交差点の改良がなされないと、現在の交通渋滞の上、提案者は1日4千台の車が増加すると説明していることから、環状4号線は通行不能となることは確実である。地域住民が重大な関心を持つことは当然である。
- (4) 提案者が横浜市に対して、本件申立文書を提出しているのに、地域住民に開示しないことは許されない。
- (5) 地域住民は、本提案の当事者の立場にある。重要な情報が知らされずに、審議が独り歩きすることはあってはならない。

5 審査会の判断

- (1) 都市計画提案に係る事務について

ア 平成14年の都市計画法（昭和43年法律第100号）の改正（平成15年1月1日施行）により、住民等がより主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことを可能とするための制度として都市計画提案制度が創設された。

この制度は、土地所有者等が、一定の条件を満たした上で、地方公共団体に都市計画の提案をすることができるというものである。

イ 横浜市では、都市計画法第21条の2の規定に基づき、横浜市に対し都市計画の決定又は変更を提案（以下「都市計画提案」という。）する手続に必要な事項を横浜市都市計画提案に関する手続要領（平成14年12月27日制定。以下「要領」という。）で定めている。要領第9条では、受理した都市計画提案を踏まえて都市計画を決定し、又は変更する必要があるかどうかを判断するため、横浜市都市計画提案評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置している。

- (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、評価委員会が本提案に関して、審議に必要な資料を提案者に求めたものについて、平成26年12月22日に提案者から評価委員会に対して提出された回答書（図面含む）一式である。このうち本件申立部分は、神奈中車庫前交差点改良計画図の表題を除いた部分全てである。

実施機関は、本件申立文書のうち、本件申立部分を情報公開条例第7条第2項第3号アに該当するため非開示としたとしている。申立人は、本件申立部分について全部を開示するよう求めている。

(3) 情報公開条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 情報公開条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができる」と規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分を公にすると、提案者の事業活動が損なわれるおそれがあるため本号アに該当し、非開示としたと主張しているため、当審査会で平成27年9月11日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件申立部分が公になることで、提案者の用地調整等を含めた事業活動が困難になる可能性がある。その場合、交差点の改良も行えず、施設等の開設も不可能となり、提案内容そのものが進まなくなってしまう可能性があるため、非開示とした。

(イ) 一部開示理由説明書に詳しい内容を記載しなかった理由は、一部開示理由説明書に具体的な内容を示すことで、本件交差点の詳細な改良方針が明らかになり、用地調整等を含めた具体的な整備箇所が示されることで、結果として開示したものと同じになってしまうためである。

(ウ) 提案者からは、本件申立文書の取扱いについて特段の留意を図る旨、複数回にわたり依頼されている。現在は都市計画決定・変更前の段階であり、実施機関としては、提案者からの確認を含めて、現状では非開示と判断した。

ウ 当審査会は以上を踏まえ、次のとおり判断する。

(ア) 当審査会で本件申立部分を見分したところ、本件申立部分は、縮尺、設計条件、環状4号線改良計画欄、改良計画図、現況・改良概略図、断面図、凡例及び工事

件名欄から構成されている図面であることが認められた。また、本提案は、環境に対して与える影響が著しいものであるため、横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号）第51条に基づき設置されている、横浜市環境影響評価審査会に諮問されている案件であることを確認した。なお、横浜市環境影響評価審査会の事務局は、環境創造局政策調整部環境影響評価課が所管している。

(イ) 交差点とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）において、道路が交差する点を指している。また、交差点の手前の側端から30メートル以内の部分を追越し禁止とし、交差点付近という名称で一般の道路とは区別して解釈している。社会通念上の交差点の用例に従い、本件については、道路が交差する点というよりもむしろ、道路交通法の解釈による交差点付近の示す範囲が相当と考えられるため、当審査会においても、この用例に基づき、判断する。

(ウ) まず、本号アの該当性について判断する。

実施機関の説明では、本件申立部分は、用地調整等の情報を含むことから、現時点でこれを開示することにより、提案者の事業活動が損なわれるおそれがあること、また、提案者が実施機関に対して、特段の留意を図る依頼の上で提出されたものであるため、非開示としたとしている。

しかし、実施機関からは、本件申立部分について、提案者の用地調整等を含めた事業活動が困難になるおそれの具体的な説明はされていない。また、本件申立部分は、市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、公にすることにより当該事務又は事業の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、開示しないことができる旨を定めた情報公開条例第7条第2項第6号に該当する情報であるとの説明もされていない。

実施機関からの、本件申立部分を開示することにより提案者の事業活動が損なわれるおそれがあるとの主張については、事情聴取等により当審査会からも確認を行ったが、実施機関の説明は抽象的であり、提案者にどのような不利益を与えるかの個別具体的な説明はなかった。

そのため、本件申立部分を開示することで、提案者の事業活動が損なわれるおそれがあるとまでは認められず、本号アに該当しない。

(エ) 次に、本号イの該当性について判断する。

実施機関からの一部開示理由説明書及び事情聴取において、提案者から、本件申立部分について、開示請求等の時期及び範囲に関して特段の留意を図る旨の依

頼があったと説明されているため、本号イについても判断する。

本号イでは、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」については開示しないことができると規定している。

この点に関して実施機関から詳細な主張はなかったため、必ずしも明確とはいえないが、仮に本件申立部分を開示すると、本件交差点の詳細な改良方針が明らかになり、本件交差点の改良に当たって想定される事業活動への一定程度の影響が出るということが考えられる。

そうすると、提案者が今後、実施機関からの要請に対して情報の提供を行わなくなる等、実施機関と提案者との信頼関係に支障が生じ、事業の適正な執行に影響を及ぼすおそれがあることは否定できない。

すなわち、都市計画決定・変更前の現段階で本件申立部分を開示すると、用地調整等を含めた事業活動への影響に加え、本提案区域外の図面を評価委員会のために作成し、特段の留意を図る旨、複数回にわたり依頼がされた案件について開示することになり、提案者の実施機関への信頼性を損なうおそれが生じる。そのため、申立人の主張する、地域住民にとっての重大な関心事であるとの主張と比較しても、本件申立部分は本号イに該当することが妥当と考えられる。

(オ) しかし、本件申立部分のうち縮尺、設計条件、環状4号線改良計画欄、現況・改良概略図、改良計画図の交差点の手前の側端から30メートル以内の部分、凡例及び工事件名欄は、提案者が、横浜市環境影響評価審査会に提出した会議の配付資料に類似した内容も含まれている。

また、当該会議の配付資料及び議事録は公表されていること、当該資料では、本件交差点の改良計画の概要が明らかとなっていることが判明した。したがって、本件交差点の改良計画の概要については既に公表されているため、本件申立部分のうち、縮尺、設計条件、環状4号線改良計画欄、現況・改良概略図、本件交差点の範囲とした改良計画図の交差点の手前の側端から30メートル以内の部分、凡例及び工事件名欄を開示したとしても、実施機関と提案者との信頼関係に支障が生じるおそれがあるとはいえないため、本号イにも該当しない。

エ したがって、本件申立部分のうち縮尺、設計条件、環状4号線改良計画欄、現況・改良概略図、改良計画図の交差点の手前の側端から30メートル以内の部分、凡例及び工事件名欄は開示すべきであり、その余の部分を非開示とした判断は妥

当である。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を情報公開条例第7条第2項第3号アに該当するため一部開示とした決定は妥当ではなく、本件申立部分のうち縮尺、設計条件、環状4号線改良計画欄、現況・改良概略図、改良計画図の交差点の手前の側端から30メートル以内の部分、凡例及び工事件名欄については開示すべきである。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年3月6日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成27年3月17日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年4月16日 (第183回第三部会) 平成27年4月21日 (第269回第二部会) 平成27年4月23日 (第267回第一部会)	・諮問の報告
平成27年7月24日 (第275回第二部会)	・審議
平成27年8月28日 (第276回第二部会)	・審議
平成27年9月11日 (第277回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成27年10月9日 (第279回第二部会)	・審議
平成27年10月23日 (第280回第二部会)	・審議
平成27年11月6日 (第281回第二部会)	・審議
平成27年11月27日 (第282回第二部会)	・審議
平成27年12月25日 (第283回第二部会)	・審議